

今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会（第４回）
議事次第

日 時：令和３年11月26日（金）
13時00分～15時00分
（Web会議方式）

- １．開会
- ２．論点整理
- ３．意見交換
- ４．閉会

（配付資料）

議事次第

出席者名簿

資料１

一般会計からの繰戻しへの対応について

資料２

論点整理②

第4回 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会

出席者名簿

(敬称略、50音順)

○ 委員

(有識者)	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	戸崎 肇	桜美林大学航空マネジメント学群教授
	福田 弥夫	日本大学危機管理学部長・教授
	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	槇 徹雄	東京都市大学理工学部教授
	麦倉 泰子	関東学院大学社会学部教授
(関係団体)	山岡 正博	一般社団法人日本自動車会議所 専務理事
	小沢 樹里	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 代表
	金子 晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
	桑山 雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
	古謝 由美	NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
	坂口 正芳	一般社団法人日本自動車連盟 副会長
	徳政 宏一	NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

宮崎 秀吾	全国共済農業協同組合連合会 自動車部 自賠責損害調査室長
佐々木 修	一般社団法人日本損害保険協会 業務企画部長
新谷 佳志	損害保険料率算出機構 自動車・自賠責保険部長
濱 隆司	独立行政法人自動車事故対策機構 理事長
森田 知之	金融庁 監督局保険課損保モニタリング長

○ 国土交通省

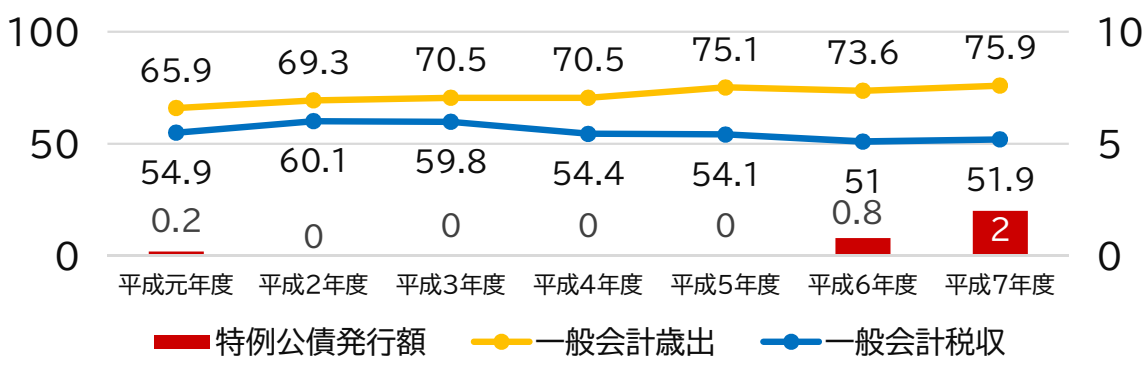
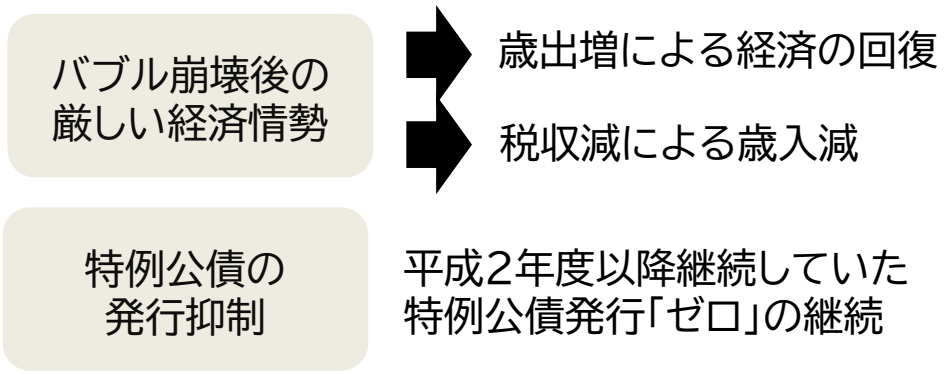
菰川 直也	自動車局長
野津 真生	自動車局次長
山田 知裕	大臣官房審議官（自動車）
長谷 知治	自動車局保障制度参事官
谷合 隆	自動車局安全政策課長
久保田 秀暢	自動車局技術・環境政策課長

一般会計からの繰戻しへの対応について

令和3年11月26日
自動車局

平成6年度財政特例法提出の背景

✓ 歳出増と税収減による厳しい財政事情



歳入・歳出両面から最大限のやりくりをして
約5兆円の財源を確保

歳出削減措置: 4兆1,936億円(国債整理基金への繰入停止等)
歳入確保措置: 8,101億円(自賠特会からの繰入れ等)

平成7年度財政特例法提出の背景

✓ 平成7年度予算編成においては、阪神・淡路大震災からの復興への対応等により、前年度に増して厳しい歳入不足が予想されたことを受けて、前年度に引き続き財源確保のための特別措置が講じられた。

歳入・歳出両面から最大限のやりくりをして
約6兆円の財源を確保

歳出削減措置: 約5兆3,000億円(国債整理基金への繰入停止等)
歳入確保措置: 6,600億円(自賠特会からの繰入れ等)



一般会計における厳しい財政事情の中、財政体質の歯どめなき悪化につながりかねない特例公債の発行を回避するための措置として自賠特会において生じていた累積運用益[※](約1.1兆円)を一般会計を繰入れ

(※)累積運用益・・・保険料収入と保険金支払いとの期間的ズレが生じること等により支払上現金に余裕が生じた場合に財政投融资に預託することにより発生する
利子収入の累積

1

これまでの一般会計からの繰戻しの状況

自動車事故対策勘定(保険勘定)

年 度	繰 入 額	繰 戻 額	元 本 残 高	利子相当額	備 考
平成 6年度	7,800億円				当初
平成 7年度	2,910億円		7,800億円		当初
平成 8年度		1,544億円	10,710億円		補正
平成 9年度		808億円	9,166億円		補正
平成12年度		2,000億円	8,358億円		当初
平成13年度		2,000億円	6,358億円		当初
平成15年度		508億円	4,358億円		補正(利子分)
平成30年度		23億円	4,358億円		当初(利子分)
令和 元年度		37億円	4,358億円		当初(利子分)
令和 元年度		12億円	4,358億円		補正(利子分)
令和 2年度		40億円	4,358億円		当初(利子分)
令和 2年度		8億円	4,358億円		補正(利子分)
令和 3年度		47億円	4,358億円		当初(利子分)
令和3年度末累計	10,710億円	7,029億円	4,358億円	1,116億円	

元利計 5,474億円

保障勘定

年 度	繰 入 額	繰 戻 額	元 本 残 高	利子相当額	備 考
平成 6年度	300億円		300億円		当初
平成 7年度	190億円		490億円		当初
平成15年度		61億円	490億円		補正(利子分)
令和3年度末累計	490億円	61億円	490億円	49億円	

元利計 539億円

合計

年 度	繰 入 額	繰 戻 額	元 本 残 高	利子相当額	備 考
令和3年度末累計	11,200億円	7,090億円	4,848億円	1,166億円	

*端数処理により合計が合致しない場合がある。

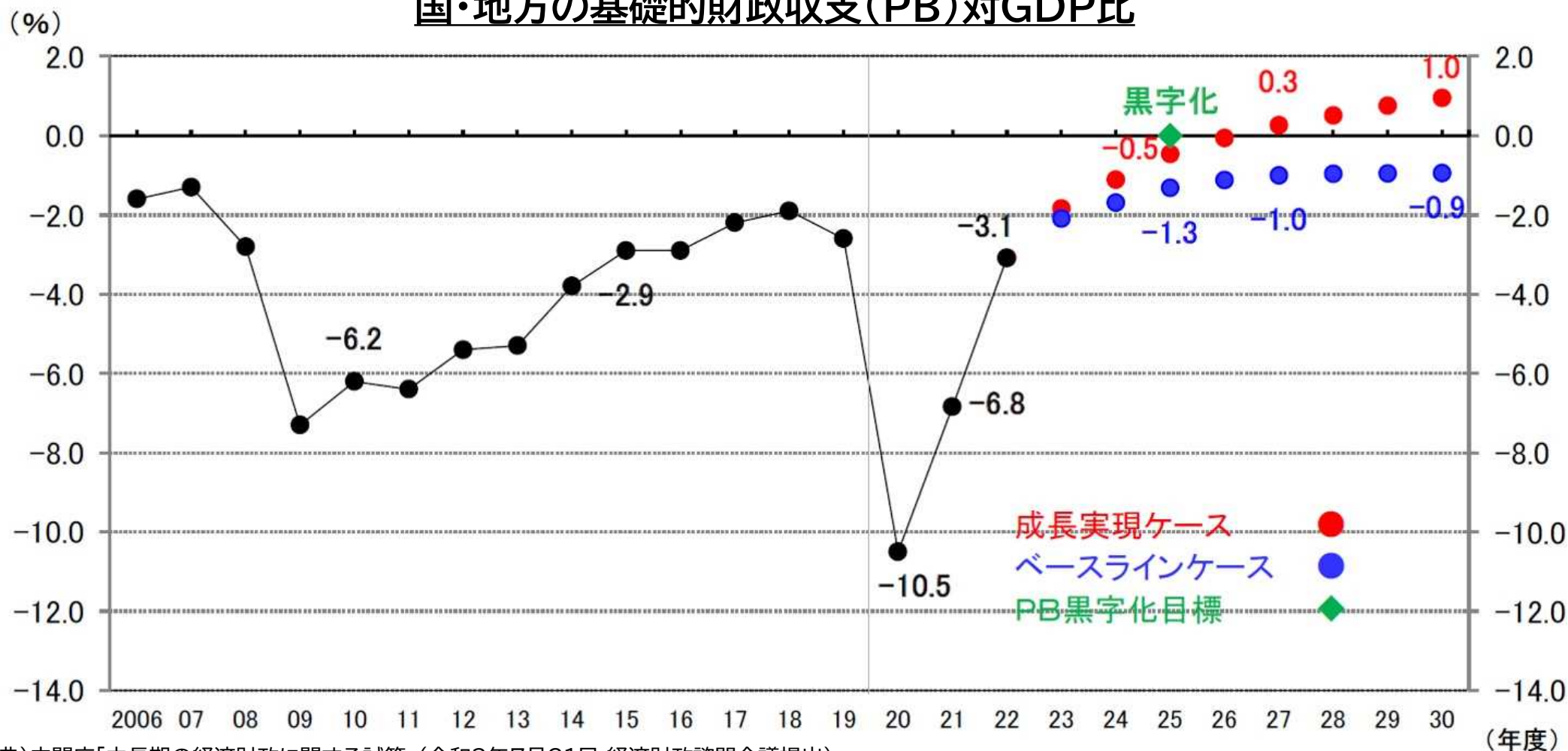
元利計 6,013億円

一般会計における厳しい財政事情

○ 基礎的財政収支(プライマリーバランス:PB)は、成長実現ケースにおいても、2025年度(令和7年度)でも、対GDP比で0.5%程度の赤字という試算。

※ 基礎的財政収支…社会保障や公共事業等、様々な行政サービスを提供するための経費(政策的経費)を、税金等で賄えているかどうかを示す指標。現在、我が国の基礎的財政収支は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況。

国・地方の基礎的財政収支(PB)対GDP比



(出典)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和3年7月21日 経済財政諮問会議提出)

基礎的財政収支が黒字化しない限り、一般会計からの繰戻しの増は新たな借金(国債発行)により対応するほかない状況

自動車事故対策事業に係る積立金の運用益の発生状況

平成13年自賠法改正(政府再保険廃止)時の整理

国土交通省(自動車安全特別会計)

自賠責保険料の運用益(2兆円)

11/20
(約1.1兆円)

ユーザー還元
(保険料の値下げ)

事故対勘定

被害者救済・
事故防止対策を実施

9/20
(約0.9兆円)

(令和3年度末)



一般会計に繰り入れた残高

事故対勘定の積立金の残余

運用益の発生状況

平成13年制度改正時の想定

事故対勘定に充当された0.9兆円を年利2%で運用し、180億円弱の運用益を得る

現状(令和3年度予算)

13億円

参考: 事故対勘定の歳出
144億円(令和3年度予算)

平成13年当時に想定されていた運用益を現在の金利水準で生じさせることは非現実的

財源のスキームは**破綻**

仮に一般会計への繰入金が全額繰戻された場合における運用益収入

現在の金利は0.001%(令和3年10月時点)
この場合、一般会計に繰り入れた残高(6,013億円)が
全て繰り戻されたとしても生じる運用益は約750万円

繰り入れた残高が全て戻ってきたとしても
毎年の事業費(約144億円)は**賄えない**

論点整理②

令和3年11月26日
自動車局

論点整理の進め方(案)

これまでの検討会委員のご意見を踏まえ、以下の点について今回と次回でさらに議論を深めることとしてはどうか。

赤字: 第4回検討会において議論いただきたい論点

安定的な財源の必要性について

- 「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書(令和3年7月13日)」において取りまとめた事項(療護センターの老朽化対策、介護者なき後対策の強化、リハビリの機会強化、事故直後の支援等)の着実な実行
- 自動車事故被害の発生防止及び被害軽減を図るため、「第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)」、「事業用自動車総合安全プラン2025(令和3年3月30日)」及び「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全のあり方について(令和3年6月28日)」において設定された目標や方針を着実に達成するための施策の実行
- これらの施策を長期に渡り実施していくための持続可能性の確保

安定的な財源の確保策について

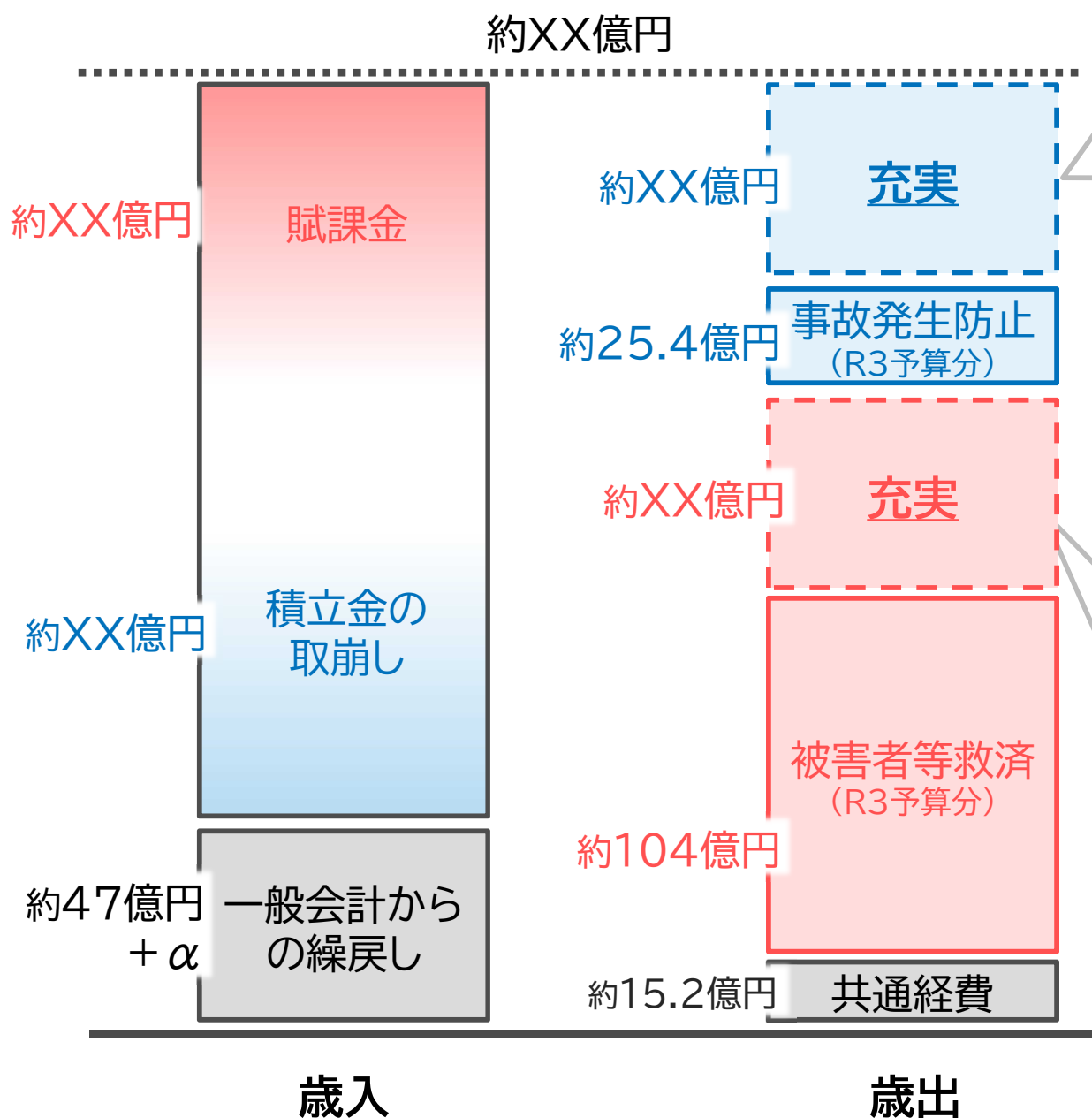
- 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しのあり方
- 新たな財源について自動車事故対策事業は自動車事故被害者及びその家族や遺族、自動車ユーザー等のクルマ社会の構成員を対象とした事業であることを踏まえ、受益と負担の関係を最も明確に整理することができる手法
- 新たな財源について徴収実務における負担の軽減等の課題への対応
- 自動車事故対策勘定の積立金のあり方

安定的な財源の使途について

- 自動車事故被害者及びその家族・遺族の将来に向けた安心につながる施策との関係
- 自動車事故被害の発生防止及び被害軽減に資する施策との関係
- 実施する施策の効果検証のあり方

今後の事故対事業の歳出規模の試算

歳出がXX億円規模の場合



事故発生防止対策の充実

事業項目

- 自動車安全性能の見える化
- 先進的な安全技術の普及促進
- 運行管理の高度化
- 飲酒・健康起因事故対策
- 事故原因分析の強化
- 過労運転防止対策の強化
- その他事故発生防止に資する事業

被害者等救済対策の充実

事業項目

- 療護施設の充実 (老朽化対策・リハビリ強化)
- 介護者なき後対策の強化
- 短期入院・入所協力事業の充実
- 脊髄損傷者の中長期入院
- 高次脳機能障害者の社会復帰支援
- 事故被害者・遺族等に対する情報提供の充実
- その他被害者等の救済に資する事業

自動車事故対策勘定における積立金の位置づけについて

現行の積立金の位置づけ

- ✓ (運用益を)自動車事故対策計画に基づく交付等の経常的な歳出の財源に充てるもの。

- 被害者等救済対策：療護施設の設置・運営、介護料の支給、訪問支援等
- 事故発生防止：先進安全自動車(ASV)の普及、自動車アセスメント等

特別会計に関する法律 附則第62条

(自動車事故対策勘定の積立金)

第六十二条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、自動車事故対策計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

賦課金導入後一定期間における積立金の位置づけ

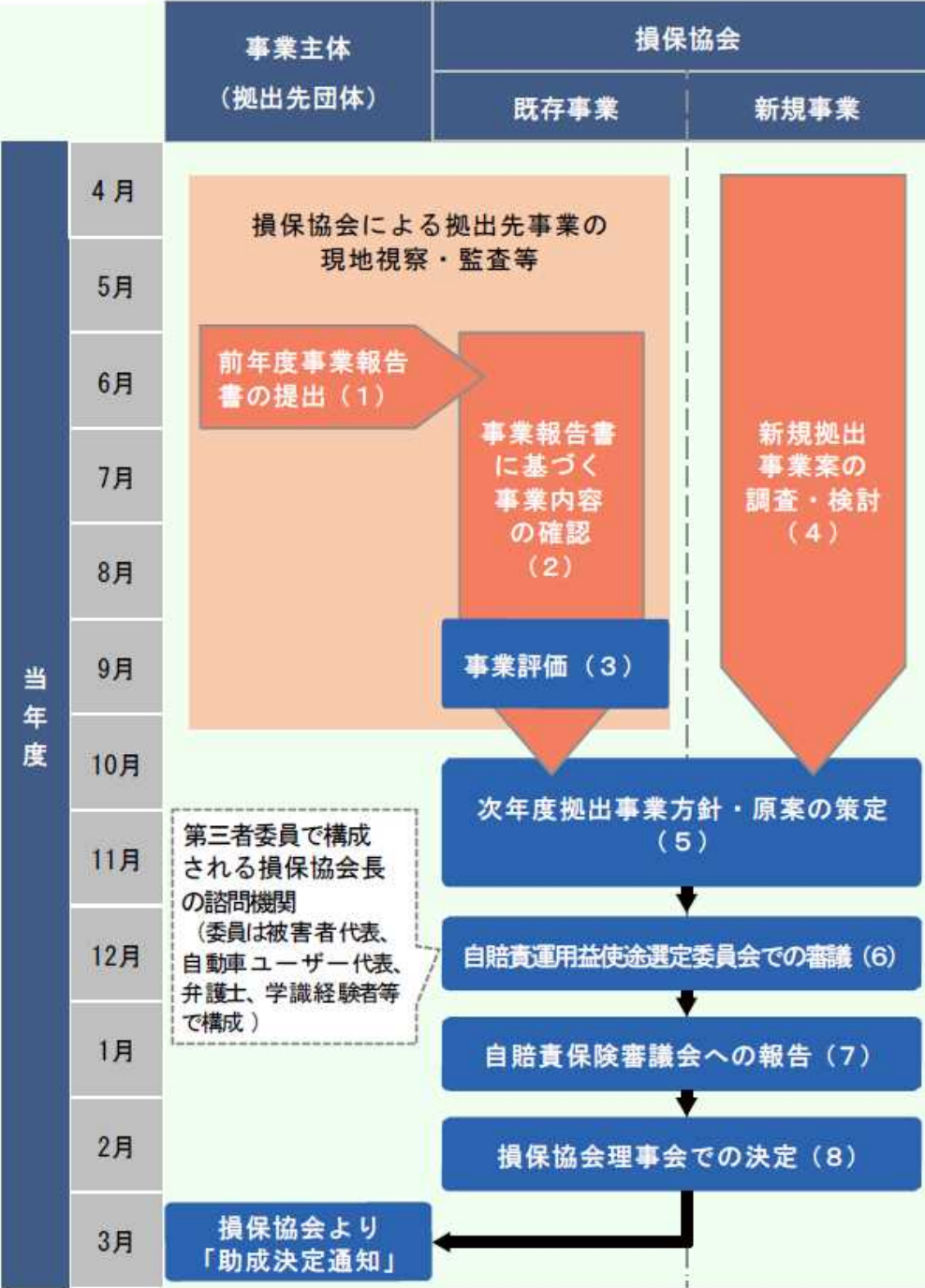
- ✓ 経常的な歳出の一部に充てる財源に充てるもの。

※経常的な歳出の財源：積立金の取崩しと一般会計からの繰戻し、これらの財源で賄いきれない部分を賦課金で穴埋め

積立金の将来的な位置づけ

- ✓ 自然災害や感染症対策などの非常時への備え等の臨時的な歳出の財源に充てるもの。

(現行の積立金で賄っている毎年度の経常的な歳出は一般会計からの繰戻しとこれでは賄いきれない部分を賦課金で穴埋めすることにより賄う。)



■既存事業の評価（１）～（３）

（１）事業主体（拠出先団体）は、損保協会に前年度事業報告書を提出する。

（２）損保協会は、事業報告書の内容を点検するとともに、必要に応じて団体等に対して現地視察・監査等を実施し、事業内容の確認を行う。

＜現地視察・監査等のポイント＞

- ・事業内容の適切性、規模の妥当性
- ・経理面での問題はないか
- ・被害者等のニーズに合っているか
- ・被害者等にどのようなニーズがあるのか 等

（３）損保協会は、各事業に対する事業評価を行う。事業評価にあたっては、「財源論」「必要性」および「効率性」の３つの視点に基づき、各事業が目的に沿って適切、効率的に実施されていたかの観点により評価する。必要に応じて当該評価に対する外部有識者（自賠責保険審議会または使途選定委員会経験者）のヒアリングを踏まえた上で評価原案を策定する。

■新規拠出事業案の調査・検討（４）

・損保協会は、交通事故の現状、交通事故被害者および関係者等のニーズを踏まえ、より効果的な事故防止対策事業や、被害者事支援につながる事業の調査・検討を行う。必要に応じて専門家の意見等を聴取の上、新規拠出案を策定する。

■次年度拠出事業方針・原案の策定（５）

・損保協会は、次年度拠出事業方針を策定し、評価原案を反映した既存事業の次年度案および新規拠出事業案を踏まえ、次年度拠出事業原案を策定する。

・既存事業の場合、事業報告書や事業評価に基づき、必要な事業は充実させる一方で、それ以外の事業は縮減するという方針で、事業の継続可否・拠出額の増減等を判断している。

・新規事業の場合、事業の公平性や社会貢献といった観点に加え、運営主体として適切な組織であること（法人格の有無、会計監査など）を基本として、その拠出可否を判断している。また、当該事業が将来的に事業として自立可能かどうかも含め、原則３か年の拠出期限を設定している。

■次年度拠出事業の審議、決定（６）～（８）

（６）第三者委員で構成される「自賠責運用益使途選定委員会」は、損保協会が策定した次年度拠出事業方針・原案を審議する。

（７）「自賠責運用益使途選定委員会」での了承を受けて、次年度自賠責運用益拠出事業案を「自賠責保険審議会」に報告する。

（８）最終的に、損保協会理事会にて次年度自賠責運用益拠出事業案を審議、決定する。

＜事業選定結果の公表＞

- ・拠出事業全体や新規事業詳細、使途選定委員会議事録について損保協会理事会後にニュースリリースの上、損保協会ホームページに掲載している。
- ・ただし、各事業の評価結果については、当該団体等の一般的評価とされる懸念もあるため非公表としている。

自賠責運用益使途選定委員会
【損保協会】

自賠責共済運用益等使途選定委員会
【JA共済連】

(敬称略)

氏 名		職 名
委員長	中 林 真理子	明治大学商学部教授
委 員	大 野 澄 子	弁護士
	肥 塚 肇 雄	香川大学法学部教授
	古 笛 恵 子	弁護士
	坂 口 正 芳	一般社団法人 日本自動車連盟 副会長
	京 井 和 子	NPO法人 いのちのミュージアム 事務局
	辰 巳 菊 子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 顧問
	中 村 雅 也	慶應義塾大学医学部教授
	細 川 昭 子	弁護士

●委嘱期間 2021年8月1日～2023年7月31日

出席者氏名	所属
飯 田 秀 聡	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
太 田 桂 子	J A全国女性組織協議会副会長
鹿 島 茂	中央大学名誉教授
倉 科 直 文	弁護士
佐 藤 崇 史	全国農協青年組織協議会副会長
田 島 優 子	弁護士
堀 田 一 吉	慶應義塾大学商学部教授
吉 野 篤 緒	日本大学医学部主任教授

(敬称略、50音順)

- ## 社会復帰促進等事業

229億円
(R3予算額)

79億円
(R3予算額)

673億円
(R3予算額)

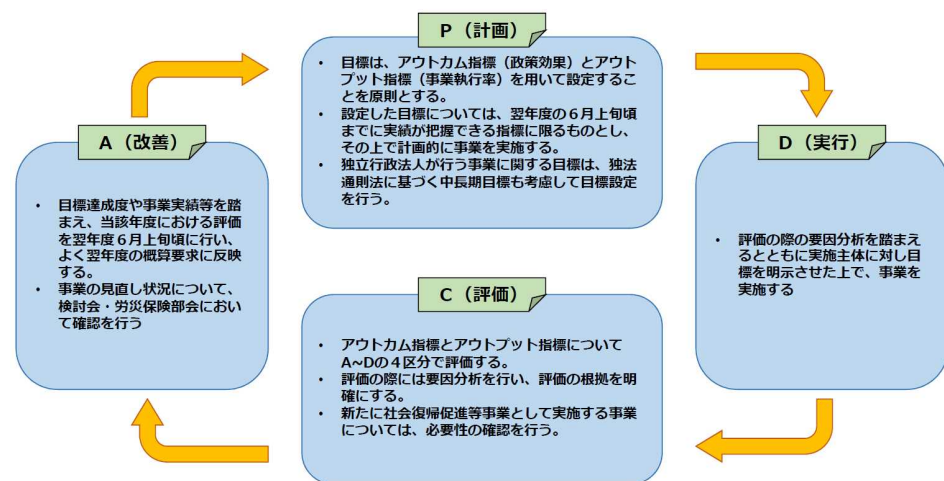


労災保険 社会復帰促進等事業における効果検証

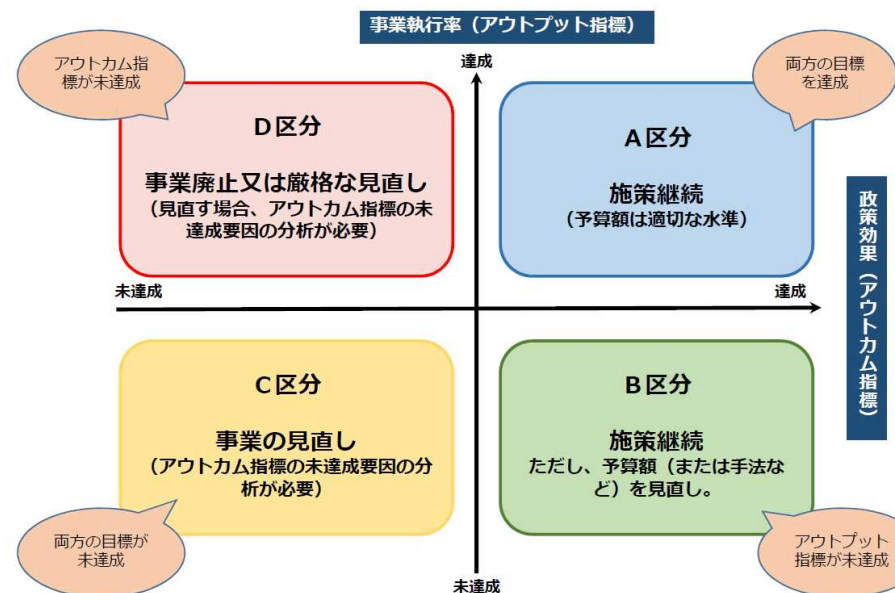
概要

- 社会復帰促進等事業は、PDCAサイクルに基づき厳格に目標管理を実施。
- 個別の事業を適正に遂行するために、年度ごとに目標を設定し、目標を達成したかどうかを翌年度にチェック。
- 設定する目標は、アウトカム指標【政策的な効果を示す指標】とアウトプット指標【事業の執行率を示す指標】の2種類。
- 個々の事業の目標とその実績は「社会復帰促進等事業に関する検討会」において点検し、その結果を労働政策審議会（労働条件分科会労災保険部会）でも議論し、PDCAサイクルをより透明化。
- 目標が達成できなかった事業については、その理由を分析し、改善措置を講じる。

社会復帰促進等事業におけるPDCAサイクル



社会復帰促進等事業の評価方法



社会復帰促進等事業に関する検討会 出席者(敬称略)

- 日本通運株式会社人財戦略部専任部長 池田 祐一
- 日本商工会議所産業政策第二部部長 大下 英和
- 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹 坂下 多身
- 東京海上ホールディングス株式会社人事部専門部長 砂原 和仁
- 全国中小企業団体中央会参与 中澤 善美
- セコム株式会社総務人事本部参与 二宮 美保
- 鹿島建設株式会社安全環境部長 本多 敦郎
- 日本製鉄株式会社人事労政部部長 山内 幸治

1. アウトカム指標を用い、その事業が国民生活や社会経済に及ぼした影響を「政策効果」として評価。
2. アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量を「事業執行率」として評価。
3. 達成度により、A、B、C、Dの4区分に仕分け。
4. Aに区分された事業についても、「予算執行率」が80%未満のものは、翌々年度の予算額を適正な水準に見直し。